

平成29年3月16日

行橋市教育委員会
教育長 笹山 忠則 殿

行橋市学校規模適正化検討委員会
委員長 児玉 弥生



答 申

平成28年8月16日付で行橋市教育委員会教育長より諮問のあった「行橋市立小・中学校の規模及び配置の適正化に関する基本的な考え方並びに適正化に向けた具体的な方策について」、本検討委員会でその内容を慎重に検討した結果、別紙のとおり答申します。



答 申 書

平成29年3月16日
行橋市学校規模適正化検討委員会

1. はじめに

全国的に少子高齢化及び人口減少が進む中で、各地で学校統合や通学区域再編を通して学校規模の格差是正を図る学校規模適正化が進められています。行橋市立小学校及び中学校においても、今後児童生徒数の減少に伴い、学校の小規模化が進行することが予想されます。学校の在り方については、学校運営や教育指導に大きく影響を与える問題であり、地域社会の在り方にも深く関わることから、行橋市においてもより良い教育環境をつくるために、市全体を視野に入れた学校規模適正化の検討が求められています。

そこで、本委員会は、平成28年8月16日に行橋市教育委員会教育長より行橋市立小・中学校の規模及び配置の適正化に関する諮問を受け、これまで7回にわたり協議を重ねてきました。学校規模適正化を進めることは、とりわけ子どもや保護者、さらには地域住民にとって大きな環境変化を伴うものであり、検討にあたっては、将来の児童生徒数の推移を踏まえ、実情に沿った内容となるよう努め、あらゆる視点から慎重に検討を行いました。

答申では、主に「小中学校の規模及び配置の適正化に関する基本的な考え方」並びに「適正化に向けた具体的な方策」について論じており、今後はこの答申に沿って学校規模の適正化を図ることを求めています。

行橋市教育委員会におかれましては、この答申の趣旨と内容をよく検討し、より良い教育環境の整備と学校教育の充実のために、速やかに最大限の努力をしていただくことを期待しております。

平成29年3月

行橋市学校規模適正化検討委員会
委員長 児玉 弥生

2. 学校規模・配置の適正化の目的

学校は、児童生徒の一人ひとりを尊重するとともに、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、思考力や表現力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身につける場である。したがって充実した学校教育を実現させるためには、各学校においては児童生徒の一定の集団規模の確保が重要である。

行橋市では、宅地開発が進み、児童・生徒数が増加している学校がある一方で、クラス替えができないような小規模な学校もみられる。今後は少子高齢化及び人口減少問題に伴い、学校の小規模化が進むことが予想される。

このようなことから、学校規模・配置の適正化により、児童・生徒数や学級数、学校運営上の課題の改善を図り、次代を担う子どもたちが等しく望ましい教育を受けることができる環境を整備することを目的としている。

3. 行橋市内小中学校の現状と課題

○ 現状

近年の少子化の影響により本市の児童生徒数は年々減少を続け（表1）、旧文部省助成課の資料「これからの学校施設づくり」における学校規模の分類（表3）によると、小学校11校中5校が小規模校、1校が過小規模校、中学校6校中4校が小規模校となっており、小学校の過小規模校には複式学級が存在している。住環境の整備等により児童数が増加傾向にある小学校もあるが、本市の将来的な人口推計である「行橋市人口ビジョン」（表2）を見ると、全体的に児童生徒数の減少による学校の小規模化が進むことが予想される。

表1 市内小中学校の学級数・児童生徒数推移

学校名	H24(2012年)		H25(2013年)		H26(2014年)		H27(2015年)		H28(2016年)	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
行橋小学校	539	18	542	18	585	19	627	20	656	20
行橋南小学校	336	12	327	12	305	13	295	12	283	11
椿市小学校	83	6	84	6	83	6	86	6	86	6
稗田小学校	200	7	199	7	198	7	185	7	182	6
延永小学校	478	17	465	16	435	15	430	15	415	15
今川小学校	295	12	288	12	285	12	281	11	294	12
泉小学校	910	27	917	28	859	26	856	26	848	27
今元小学校	296	13	287	13	288	12	279	11	266	11
菘島小学校	51	6	47	5	46	5	43	5	44	5
仲津小学校	389	13	376	13	337	12	328	12	312	12
行橋北小学校	327	12	325	12	317	11	320	11	310	11
小計	3,904	143	3,857	142	3,738	138	3,730	136	3,696	136

学校名	H24(2012年)		H25(2013年)		H26(2014年)		H27(2015年)		H28(2016年)	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
行橋中学校	542	14	555	15	535	15	507	15	510	15
中京中学校	242	7	225	7	220	7	227	7	228	7
泉中学校	495	14	475	13	481	13	473	13	461	13
今元中学校	182	6	189	6	188	6	175	6	178	6
仲津中学校	239	8	209	7	191	6	180	6	176	6
長峽中学校	267	9	279	9	270	9	261	9	250	9
小計	1,967	58	1,932	57	1,885	56	1,823	56	1,803	56

表2 「行橋市人口ビジョン」による将来推計

	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
5~9歳	3,198	3,073	3,020	3,026	2,844	2,824	2,772
10~14歳	3,539	3,197	3,072	3,019	3,025	2,843	2,824
市全体	70,467	69,685	68,598	67,042	65,254	63,216	61,421

表3 旧文部省助成課資料「これからの学校施設づくり」の学校分類による行橋市の学校数

学校規模	過小規模	小規模	統合の場合の適正規模		大規模	過大規模	
			適正規模				
学級数	1~5	6~11	12~18	19~24	25~30	31以上	
行橋市の学校数	小学校	1	5	3	1	1	0
	中学校	0	4	2	0	0	0

○ 課題

一般的に学校規模が小規模以下（11学級以下）の学校のメリット・デメリットは次のとおりであり、メリットもある一方でデメリットが多く、学級数の減少に応じてデメリットが顕在化する傾向がある。

将来的に児童生徒数の減少、学級数の減少による学校の小規模化が予想される中、教育効果や教育活動面での児童生徒への影響、学校運営や指導体制面での様々な制約といったデメリットを如何に最小化し、子どもたちにとっての望ましい教育環境を整えていくかが課題である。

学校規模が小規模以下（11学級以下）の学校のメリット・デメリット

	メリット	デメリット
教育効果・教育活動	・授業や学校行事等での発表の機会が多くなる	・クラス替えが全部又は一部の学年でできず、クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない ・児童生徒が多様な考え方や意見に触れる機会が確保されにくい ・人間関係が固定化しやすく、修復が難しくなる場合がある

<p>学校運営・指導体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一人一人の学習状況や学習内容を把握しやすくきめ細やかな指導が行いやすい ・余裕を持って設備や備品を使うことができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・教員同士が切磋琢磨する環境を作りやすく、指導技術の相互伝達がなされにくい ・教員一人あたりの校務や行事に関わる負担が重くなる ・中学校では常勤の教科担任を配置できない可能性がある
------------------	---	--

4. 学校規模・配置の適正化に関する基本的な考え方

学校の規模・配置の適正化については、子どもの学習環境、学校運営、地域コミュニティの形成等多方面にわたって影響を及ぼすことから、様々な視点から検討することが必要である。

また、学校は子どもたちが多くの時間を過ごし、仲間たちとともに学びあう場所であり、その環境を整え、子どもたちを大切にしていくことは我々大人の責務であると言える。

本委員会では、児童生徒を含めた人口減少が予想される中、将来を担う子どもたちにとって理想的な教育環境はどうあるべきかを最も重視し検討・議論を行った。

○ 適正規模の考え方

学校教育法施行規則では、学校規模の標準は、小中学校ともに「12学級以上18学級以下」であるが、「特別な事情があるときはこの限りでない」とされ、各自治体における様々な状況・課題を勘案しながら検討を行えるよう弾力的なものとなっている。行橋市の小中学校のうち、この基準と合致するのが小学校は11校中3校、中学校は6校中2校のみであり、地理的条件等様々な諸条件から、この基準のみで一律に学校規模を論ずることは適切ではない。

本委員会としても、行橋市の現状や教育的な観点等多方面から総合的に議論することが望ましいと考え、次の視点から検討を重ねた。

【教育効果、教育活動】

学校の役割は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、社会の形成者としての資質を養うことを目的としており、単に教科等の知識や技能を習得させるだけでなく、集団の中で多様な考えに触れ、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力等を育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要である。

そのためには、一定の学校規模を確保することが必要となる。加えて、クラス替えを行うことにより、児童生徒同士の人間関係を配慮した学級の編成を可能にし、児童生徒に新たな人間関係を構築する力を身に付けさせることができることから、少なくともクラス替えができる1学年あたり複数学級以上の学校規模が望ましい。

また、複式学級については、一人一人の学習状況等を把握しやすく、きめ細やかな学習指導がしやすい、児童生徒が相互に学びあう活動を充実させることができる等のメリットがあるが、一方で限られ、固定化された人間関係の中での学習指導となり児童生徒が多様な個性に出会い切磋琢磨する教育活動ができない、異なる学年が一つの教室で授業を受けるため指導計画や方法の面で課題が生じる等、児童生徒が学ぶ教育環境としては好ましいものとはいえない。

従って、複式学級が存在する状態が長期的なものである場合は、早急に解消に努め

ていくことが望ましい。

一方で、大規模校については、一人ひとりが活躍する場や機会が少なくなる、きめ細やかな指導を行いにくい、児童生徒間の人間関係が希薄化しやすくなる等の課題が生じる可能性がある。そのため、長期的に児童生徒数が増加し、学校の大規模化による教育効果への支障が見込まれる場合は、必要な改善策を検討することが望ましい。

【学校運営、指導体制】

学校運営を行う上で直面する課題に組織的に対応し、習熟度別指導や専科指導を行うことができるといった柔軟な学校運営を行うためには、一定の教員数が確保されることが必要である。さらに、教員同士が互いに切磋琢磨しながら相互支援、指導技術の相互伝達、情報共有を図ることや、柔軟な指導方法をとれるようにするためには、1学年あたり複数学級以上の学校規模が望ましい。

また、中学校においては教科担任制であるため、各教科に常勤の教員を配置でき、なおかつ授業時数の多い主要5教科（国語、社会、数学、理科、英語）に複数の教員が配置できる学校規模が望ましい。

大規模校については、教員が十分な共通理解を図る上で支障が生じ、特別教室の利用にあたって授業の割り当てや調整が難しくなる可能性がある。そのため、長期的に児童生徒数が増加し、学校の大規模化による学校運営、指導体制への支障が見込まれる場合は、必要な改善策を検討することが望ましい。

○ 適正配置の考え方

【通学への配慮】

国の通学距離の基準は、小学校は概ね4 km以内、中学校は概ね6 km以内とされているが、通学時間が概ね1時間以内をおおよその目安として、通学路の整備や安全対策を検討するとともに、子どもたちの負担や、地域の実情を考慮した学校の配置が望ましい。

【地域社会への配慮】

各地域における、学校を中心とした人と人とのつながりや、長い歳月をかけて地域行事等を通して形成されてきた地域社会は大変重要であることから、このことを踏まえた上で十分に協議・調整を図ることが望ましい。

以上のようなことから、行橋市の望ましい学校規模として、

- ・小学校は、クラス替えのできる1学年あたり複数学級以上が望ましい。
- ・中学校は、教科担任制となるため、主要5教科での複数教員の配置を含む全教科で常勤の教員が配置できる10学級以上が望ましい。

という結論に至った。

よって、当委員会では以下のとおり答申をする。

答 申

1. 基本的な規模の考え方について

- ・小学校については、クラス替えのできる12学級以上、中学校については、十分な教員が配置できる10学級以上の学校とすること。
- ・複式学級については、早急に解消に努めること。

2. 学校規模適正化計画策定にあたって留意すべき事項

- ・学校は児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、防災、地域の交流の場等、各地域のコミュニティの核としての性格を有しているため、地域住民と十分に協議・調整を行うこと。また、やむを得ず学校統合を行う場合は、地域の意見を尊重しながら、学校に代わる地域コミュニティづくりについて、全市的な視点で考えること。
- ・それぞれの学校がおかれている地域の地理的条件を踏まえ、通学時間については「おおむね1時間」を目安とし、通学時の児童生徒の安全確保には特に配慮すること。また、通学距離が遠距離となる場合は、何らかの通学支援策を検討すること。
- ・やむを得ず学校統合を行う場合は、学習環境や生活環境、教職員との関係等が大きく変化するため、統合する学校間において、児童生徒や保護者、教職員の相互交流や合同行事の開催等、円滑な統合に向けた取り組みを進め、児童生徒の精神的な負担軽減を図ること。
- ・長期的に大規模化が予想され、かつ、学習環境や学校運営面で支障が生じる恐れがある場合は、課題解決に向けて何らかの策を講じること。

- ・その他、学校規模適正化を進めるにあたっての具体的な手順や手法及び時期等については、総合教育会議等において教育委員会と首長との緊密な連携の下で進めること。

以上のことを踏まえ、学校規模適正化に向けた具体的な検討を行うこととするが、行橋市の地理的条件や今後予想される人口減少等のさまざまな実情を考え、慎重に進めること。

資 料 編

行橋市学校規模適正化検討委員会 検討経過

回	開催日時	議事・検討内容
第1回	平成28年8月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会の設置目的、検討事項等について ・学校規模によるメリット・デメリットについて ・学校規模適正化における行橋市の現状について ・今後のスケジュールについて
第2回	平成28年9月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模校、小規模校への視察
第3回	平成28年10月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・各小中学校の児童生徒数及び学級数について ・公立学校の学級編成及び教員定数について ・学校規模に対する意見について
第4回	平成28年11月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・公立小中学校の適正規模・適正配置等について ・他自治体の答申の事例について ・学校規模適正化検討委員会における検討事項について ・学級数の上限・下限の検討について
第5回	平成29年12月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・学級数の上限・下限の検討について
第6回	平成29年1月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・学校規模・配置の適正化に関する基本的な考え方(案)について ・答申内容(案)について
第7回	平成29年2月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・答申書(案)について

行橋市学校規模適正化検討委員会 委員名簿

(順不同・敬称略)

	氏 名	団体、職名等
1	◎児玉 弥生	北九州市立大学 文学部 准教授
2	安部 壽	行橋市 PTA 連合会 副会長
3	有松 岳人	行橋市 PTA 連合会 副会長
4	宮川 朋子	行橋市 PTA 連合会 母親代表
5	木戸 由香	行橋市 PTA 連合会 母親副代表
6	中川 望	行橋市区長連合会 仲津校区区長会長
7	○斉藤 隆也	行橋市立蓑島小学校 校長
8	木下 寿一郎	行橋市立行橋中学校 校長
9	村岡 直宏	主任児童委員
10	中村 公一	市民公募
11	三角 亮太	市民公募
12	石本 縁	市民公募
13	梶原 あかね	市民公募

【◎委員長 ○副委員長】

行橋市学校規模適正化検討委員会設置要綱
(平成 28 年 6 月 30 日教育委員会告示第 10 号)

(目的)

第 1 条 この要綱は、少子高齢化及び人口減少問題による児童生徒数の減少に伴い、行橋市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の小規模化が進行する中で、学校生活、学校運営等に関する諸問題を調査し、学校の適正規模、適正配置等について検討するため、行橋市学校規模適正化検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 検討委員会は、行橋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、学校の規模及び配置の適正化に関する基本的な考え方並びに適正化に向けた具体的な方策について検討し、教育委員会に答申する。

(組織)

第 3 条 検討委員会は、15 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 行橋市 P T A 連合会代表
- (3) 行橋市区長連合会代表
- (4) 学校代表
- (5) 主任児童委員代表
- (6) 市民公募に応募した者
- (7) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、原則として答申までとし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 検討委員会の会議は、委員長が招集する。

2 検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のと

きは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 検討委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、教育政策課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。